平成２７年（フ）第１３号
三重県志摩市阿児町鵜方1058番地17
債務者　岡元　清一
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
岡山県倉敷市中島2360番地30　メゾン中島301
債務者　栗林　亜紀（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５号
岩手県北上市小鳥崎２地割174番地９、旧住所岩手県北上市相去町和田71番地
債務者　佐々木憂樹
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第６号
岩手県花巻市二枚橋第６地割26番地、旧住所岩手県花巻市下似内第５地割６番地
債務者　似内　正宏
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第７号
岩手県北上市上野町４丁目５番13号　グランヴォワリエ101号、旧住所盛岡市東山１丁目23番24号　パラダイス東山201号
債務者　細田千賀子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第８号
岩手県花巻市二枚橋第６地割26番地、旧住所岩手県花巻市下似内第５地割６番地
債務者　似内久美子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１２６４号
埼玉県白岡市小久喜250番地２
債務者　佐藤　　操
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０７号
さいたま市見沼区春岡３丁目39番地１
債務者　紺野　義人
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
さいたま市浦和区元町２丁目40番10号
債務者　坂井　靖子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
埼玉県戸田市笹目４丁目18番地の10　第５けやきコーポ206号室
債務者　杉村　裕一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
埼玉県戸田市笹目１丁目30番地の11　こうちコーポＢ－１号室
債務者　菅原　頼雄
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
さいたま市見沼区大字大谷1371番地１　レオパレスヴィラこもれび103
債務者　輿水　博文
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
埼玉県越谷市南町３丁目５番４号　ハイムウェルシィ102
債務者　畠山　貴穂
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
埼玉県吉川市吉川団地１番１号206
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
埼玉県八潮市八潮７丁目１番地24　南ハイツ201
債務者　吉田　博道
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
埼玉県越谷市花田５丁目１番地23　プレジデントマンション302号、旧住所埼玉県越谷市宮前１丁目10番地19
債務者　古田　信也
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
埼玉県越谷市花田５丁目１番地23　プレジデントマンション302号、旧住所埼玉県越谷市宮前１丁目10番地19
債務者　古田　貴子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係